

区域区分の変更 (定期見直し)

計画書

岐阜県 多治見都市計画区域

多治見都市計画区域区分の変更（岐阜県決定）

多治見都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

年 次		2020 年	2030 年
区 分			
都市計画区域内人口	都市計画区域内人口	106.7 千人	96.9 千人
	市街化区域内人口	98.2 千人	89.2 千人
	配分する人口	98.2 千人	89.2 千人
	保留する人口	—	—
	（特定保留）	—	—
	（一般保留）	—	—

理 由

本都市計画区域は、1996 年 10 月 1 日に市街化区域と市街化調整区域との区分に関する都市計画を当初決定し、これ以降 3 回変更し現在に至っている。

今回の変更は、工業系土地利用の推進により、将来に向けて地域経済の活性化を図るため、地区計画を定めて既に開発済みの区域と、工業団地開発の事業計画が確実に行われる区域について、市街化区域への編入を行うものである。